

平成21年3月16日

区内工事事業者の皆様へ

区内事業者優先発注基準の拡充に関するお知らせ

本区の工事につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、練馬区では、入札契約における緊急経済対策として、本年1月から適用している区内事業者優先発注基準を、下記により、時限的に一部を拡充いたします。

記

1 現行(平成20年12月改正、21年1月公告から適用)

- (1) 最低制限価格の設定範囲の変更
予定価格の3分の2から100分の85の範囲に設定
- (2) 前払金の最高限度額の引き上げ
契約金額の4割(最高限度額2億円、10万円未満端数切捨て)
- (3) 区内工事事業者への発注基準額の引き上げ
原則として予定価格1億5千万円未満の工事に区外工事事業者の参加なし
(一部業種を除く)

2 拡充内容

- (1) 直近受注制限の緩和
JV(建設共同企業体)案件の工事について、現行1件から、当分の間2件までとする。全JV案件に適用する。
- (2) 区内事業者優先発注基準(建築工事)の引き上げ
建築工事における区内事業者優先発注基準額を、当分の間3億円までに引き上げる。ただし、平成21年度に限り、発注基準額を5億円までとする。

3 適用期日

平成21年度発注工事から適用する。

4 問い合わせ先

練馬区経理用地課契約係 電話03-5984-2832(ダイヤルイン)